

滋賀県冬の節電ウォームアクション 2015－2016 (案)

I 基本方針

1 趣旨

今冬の電力需給状況を踏まえ、昨年同様の着実な節電の実施が必要であることから、関西広域連合、県内の各市町、関西電力(株)等との協力、連携等を図りつつ、広く県民や事業者の方々に呼びかけを行い、節電対策に取り組めます。

2 節電の内容等

関西広域連合の今冬の電力需給対策等を踏まえ、以下のとおりとします。

○期間：平成 27 年 12 月 1 日 (火)～平成 28 年 3 月 31 日 (木) の平日
(年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

○時間：9：00～21：00 まで

○内容：昨冬同様 (平成 22 年度冬比 9%減) の節電の着実な実施

3 対策の基本姿勢

(1) 定着した節電取組の推進

県民や事業者のみなさんに、今冬も継続して節電に取り組んでいただけるよう幅広く啓発活動を行います。

(2) 県民生活や経済活動の維持

産業活動や病院、福祉施設、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での節電の協力をお願いします。

(3) 高齢者等への配慮

特に高齢者や乳幼児、体調の悪い方のおられるご家庭には、健康上支障をおよぼさない範囲での節電をお願いします。

(4) ライフスタイルの転換に向けた取組の推進

省エネ型ライフスタイルへの転換に向けて、継続して節電・省エネに取り組んでいただけるよう幅広く啓発活動を行います。

II 取組内容

1 家庭への呼びかけ

(1) 家庭への呼びかけ

家庭での節電ウォームアクションについて、様々な機会をとらえて呼びかけます。

○呼びかけ内容

呼びかけにあたっては、重ね着・エアコンの室温 20℃設定・こまめな消灯・冷蔵庫の温度設定を「中」から「弱」への切り替え・テレビ等の省エネモード設定などの具体的な節電メニューの提供等により定着した節電の着実な実行を呼びかけます。

また、省エネ性能の高い家電製品等への買い換えや住宅の断熱性能の向上など、中長期的な視点での省エネルギーの取組についても呼びかけます。

○呼びかけ手法

項目	内容	備考
節電街頭 PR 活動の実施	節電要請期間の初日に関西電力(株)滋賀支店と共同で、節電街頭 PR 活動を実施します。	関西電力との連携
節電・省エネ提案会の開催	イベント等でパネル・実験器具等を用いた節電・省エネ行動の啓発を行います。	
節電チラシの配布	「みんなで冬の節電アクション」等のチラシを作成し、配布します。	関西広域連合との連携
県ホームページへの掲載	節電メニューなどを県ホームページに掲載します。	
滋賀プラスワンへの記事掲載	11 月発行の「滋賀プラスワン新聞版・情報ひろば」(12 月号)(県内各戸配布)に呼びかけ記事を掲載します。	
しらしがテレビでの告知	12 月 1 日(火)放送の「しらしがテレビ」で、節電を呼びかけます。	
滋賀県公式 Facebook での呼びかけ	12 月 1 日(火)に「滋賀県公式 Facebook」で節電等の呼びかけ記事を掲載します。	
F M 滋賀でのお知らせ放送	12 月 4 日(金)放送の「滋賀プラスワン インフォメーション」で、節電呼びかけを放送します。	
マスコミを通じた呼びかけ	節電に関する県の動き等を情報提供し、記事掲載等を通じて県民に呼びかけます。	

(2) 取組への支援

太陽光発電システム設置への補助

個人用既築住宅への太陽光発電システムの設置とあわせて省エネ製品の購入を行う取組に対して補助金を交付します。

件数：840 件程度、予算額：46,000 千円(年度当初)

2 事業者への呼びかけ

(1) 事業者への呼びかけ

経済団体、業界団体等の協力を得ながら、様々な機会をとらえて呼びかけます。

○呼びかけ内容

呼びかけにあたっては、重ね着・エアコンの室温 19℃設定・こまめな消灯・OA機器の省エネモード設定などの具体的な節電メニューの提供等により定着した節電の着実な実行を呼びかけます。

また、省エネ性能の高い電気機器等への買い換えや太陽光発電システム等の導入など、中長期的な視点での省エネルギーの取組についても呼びかけます。

○呼びかけ手法

項目	内容	備考
節電チラシの配布	「みんなで冬の節電アクション」等のチラシを作成し、配布します。	関西広域連合との連携

(2) 取組への支援

省エネ・再生可能エネルギーの導入への融資

中小企業等に対して、自家発電設備および蓄電池の導入を含む省エネ・再生可能エネルギー設備にかかる資金の貸し付けを行うことにより、省エネ・再生可能エネルギー設備の導入を支援します。

件数：155 件程度、総融資枠：1,600,000 千円（年度当初）

3 県庁の取組

県庁率先行動

昨冬同様の節電の着実な実施

- ※ 電力使用量の削減率を目安とします。
- ※ ライフラインの確保と県民サービスの低下を招かないように配慮するとともに、事務所衛生基準（照度、温度等）に留意して実施します。
- ※ 企業庁、下水道施設、病院事業庁については、県民生活やライフラインの維持に直接関わりがあることから、可能な範囲で節電に努めます。

○実施期間

平成27年12月1日（火）～平成28年3月31日（木）の平日
（年末年始12月29日～1月3日を除く）

○取組内容

全庁での徹底した節電対策

- ① 昼の休憩時間における室内照明の消灯および日中の窓側消灯
- ② 離席時のパソコンフタ閉じおよび長時間離席時におけるパソコンの電源OFF

- ③ 時間外勤務時における室内照明の不要部分消灯
- ④ 毎週水曜日、毎月 19 日（育児の日）および部局等の独自設定日における定時退庁
- ⑤ 重ね着や冬季の適正暖房の実施およびこまめな空調管理
- ⑥ その他グリーンオフィス滋賀の環境行動に基づく取組

4 取組結果の公表

節電期間終了後に電力需要の実績や各種取組についてとりまとめ、公表します。

Ⅲ 市町との連携

市町との連携協力

県民・住民向けの啓発について、県内各市町において工夫を凝らした節電対策に取り組んでおられることから、連携協力して取組を進めます。